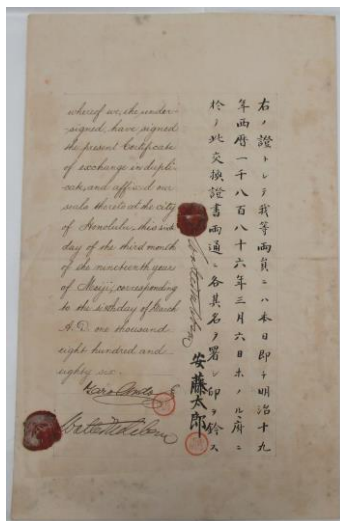
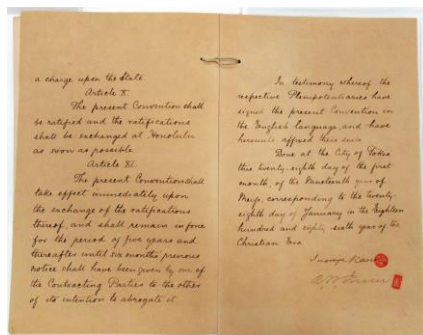
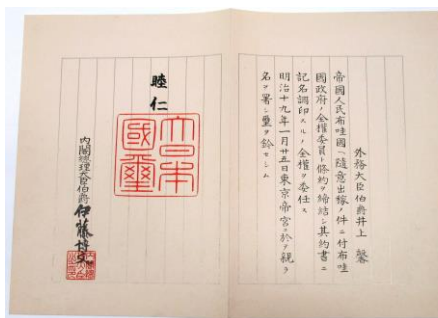


企画展

明治憲法下の条約締結プロセス

～日布渡航条約を事例に～



外務省外交史料館別館展示室

平成 28 年 4 月 11 日（月）～6 月 30 日（木）

午前 10 時～午後 5 時 30 分

〔土日・祝日を除く〕

「条約」とは

「条約」という言葉については、厳密な定義が国際的に確立しているわけでは必ずしもありませんが、例えば、1969（昭和44）年1月に発効した「条約法に関するウィーン条約」第2条1項（a）では同条約上の「条約」とは、「国と国の間において文書の形式により締結され、国際法によって規律される国際的な合意（単一の文書によるものであるか関連する二以上の文書によるものであるかを問わず、また、名称の如何を問わない。）をいう。」と規定されています。これ以外にも、国際機関によるものを含めたり、逆に、行政府限りでなされる軽微なものを除いたり、色々な定義の仕方がありますが、基本的には、文書の形でなされる国家間の法的な約束であるということです。

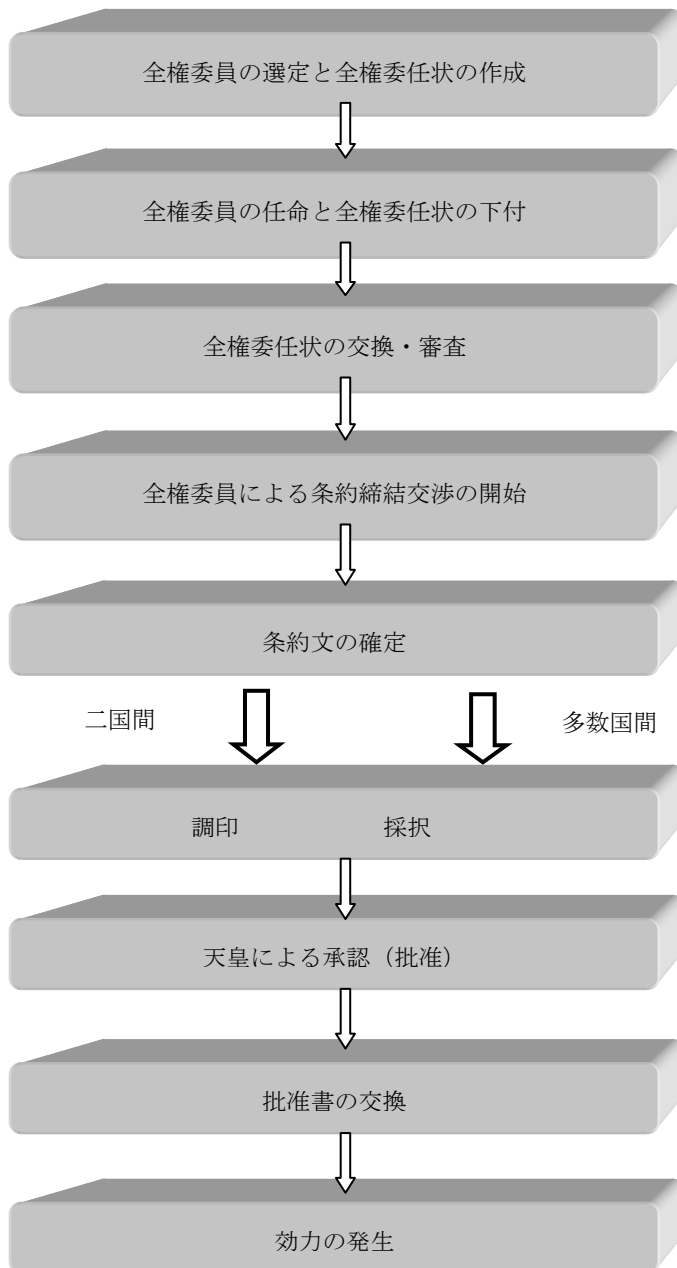
こうした約束は、「条約」以外にも、「協定」、「約定」、「憲章」、「規約」、「規程」、「交換公文」、「合意議事録」など様々な呼び方をされます。

今回の展示

1886（明治19）年1月28日に、日本とハワイ（布哇）国との間で結ばれた「日布渡航条約」を事例に、当時の条約締結のプロセスをみていきたいと思います（注）。

（注）今回の展示はあくまで外交史の観点からのものであり、現在の我が国の条約締結プロセスを解説するものではありません。

明治憲法下の条約締結プロセス



1 全権委員の選任、全権委任状の交換と交渉

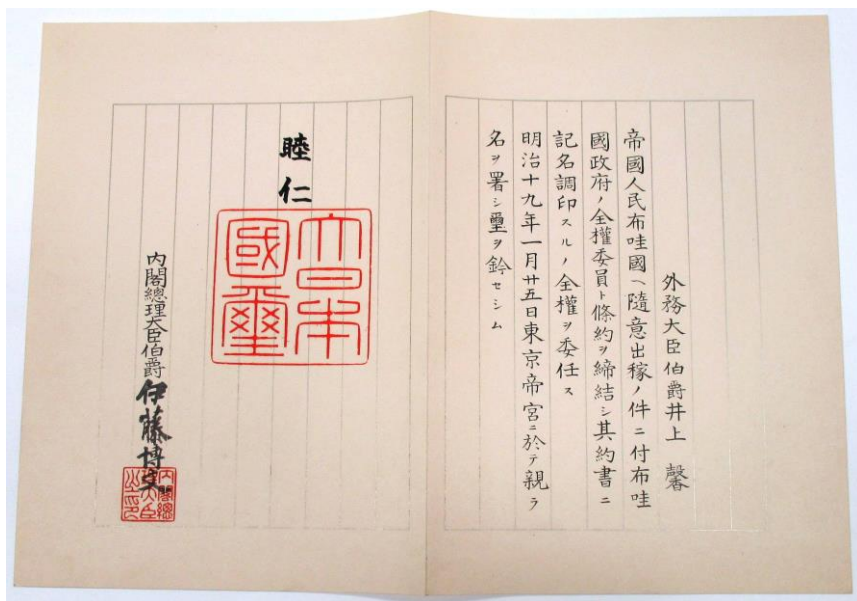
条約を締結しようとする国は、国の全権委員を選任します。全権委員となる者は、その資格を証明する全権委任状を有する必要があります。委任状は、権限委任の任命書であるため、一般には、一国の元首が署名し、国が自国の代表に発給する公文書でなければなりません。

交渉が始まる前に、二国間条約であれば、相互の代表が全権委任状の交換を行います。多国間条約であれば、委任状審査委員会を設置し一括審査します。その後、両国間で条約の締結に向けた交渉が開始されます。

【展示史料 1】

1886（明治19）年1月25日
日本政府委任状

外務大臣の井上馨を、全権委員に任命した委任状です。明治天皇の御名・国璽（国の印）と当時の伊藤博文内閣総理大臣の署名があります。



2 署名・調印

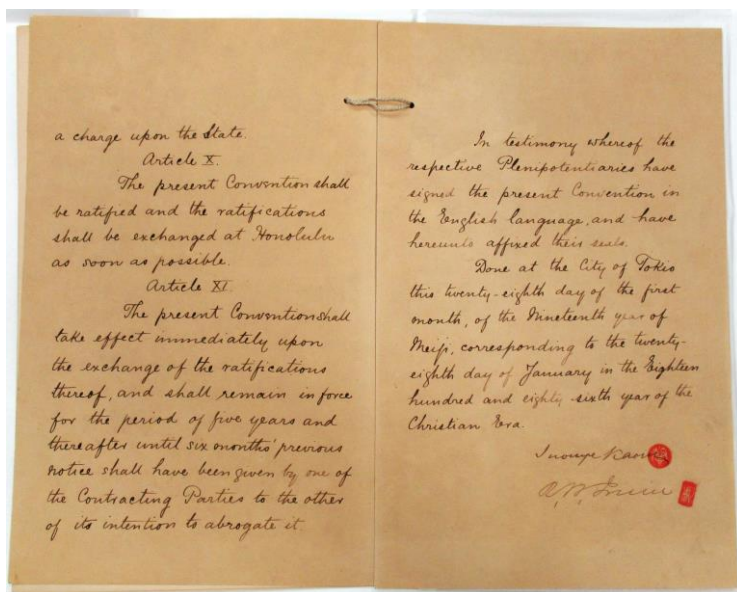
署名は、条約文の内容が確定したとき、各代表が行う記名行為で「調印」とも呼ばれます。このとき作成されるのが「調印書」です。

【展示史料 2】

1886（明治19）年1月28日（於東京）
日布渡航条約（調印書）

この条約は、全11条から成っています。主な内容は、渡航は横浜とホノルル間に限り行うこと（神奈川県が日本政府の名義で諸般の事項を処理すること）、「渡航ハ総テ契約ニ因ル」こと（期限付）、「日本医師ヲ応分ニ備入レ之ニ官医ノ資格」を与え渡航人の治療にあたらせることなどが規定されました。

日本側全権委員の井上馨と駐日ハワイ代理公使のアーウィン（Robert Walker Irwin）との間で調印されました。



3 批准

条約に拘束されることについて、国が同意を表明することを締結といいます。締結には、いくつかの方法があり、その方法については、条約自身の定めに従います。その一つに「批准」があります。全権委員によって署名された条約が、締約国と批准書を交換あるいは代表国・国際機関に批准書を寄託することで発効します。

※大日本帝国憲法下では、条約の締結権は天皇にあったため（「大日本帝国憲法」第13条）。条約は、天皇の諮詢機関である枢密院（明治21年勅令第22号4月30日〈日本国憲法施行の前日、昭和22年5月2日廃止〉）による審査を経ていました（「枢密院官制及事務規程」第6条4項「列国交渉ノ条約及約束」）。

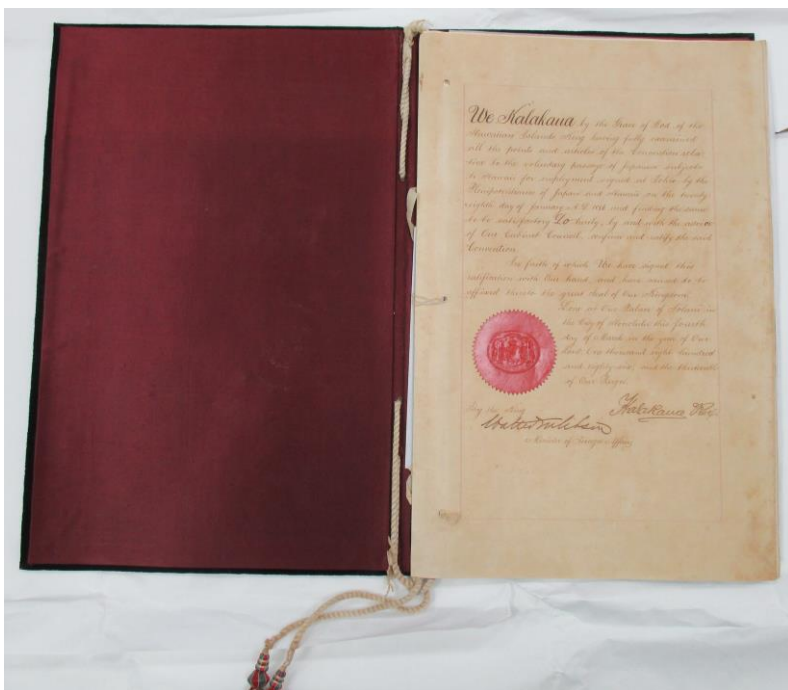
【展示史料 3】

1886（明治19）年3月4日

日布渡航条約（批准書）

ハワイ側が作成した批准書です。

カラカウア王（kalakaua）の署名があります。



【展示史料 4】

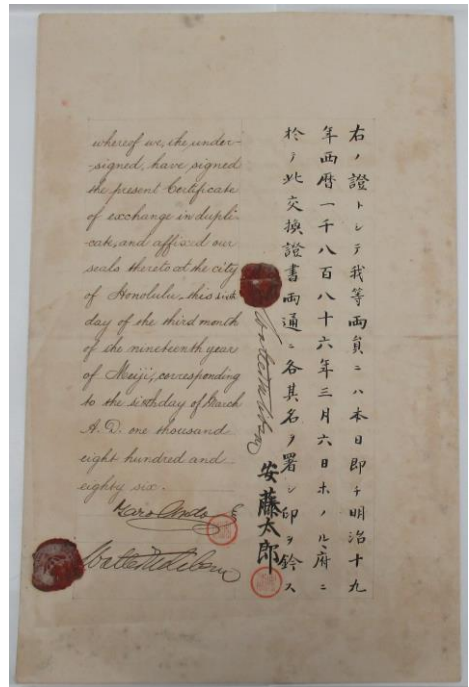
1886 (明治 19) 年 3 月 6 日
日布渡航条約(批准書交換証書)

1886 (明治 19) 年 3 月 6 日午前 10 時、ハワイ国外務省において、「帝国及ヒ布哇国間随意渡航人ニ関スル条約」の批准書の交換が行われました。日本国総領事兼外交官事務取扱の安藤太郎とハワイ国外務大臣ウォルター・ギブソン (Walter Gibson) の署名と押印があります。

この条約に基づいてハワイに渡った移民は、「官約移民」と呼ばれました。



安藤太郎



【展示史料 5】

1886 (明治 19) 年 3 月 30 日
「カラカウア王の信任状」

ロベルト・ウォーカー・アーウィンを、駐日弁理公使に任命することを証明するカラカウア王の信任状です。

アメリカ人貿易商のアーウィンは、アメリカ独立期の政治家ベンジャミン・フランクリンの直系の子孫で、1866 (慶応 2) 年 22 歳の時に来日し、三井物産の経営に関わるなど日本国内の産業振興に活躍しました。59 年間日本で過ごしたアーウィンは、日本における正式な国際結婚の第一号ともいわれ、日本人の夫人との間に 2 男 4 女を得ています。なおハワイは、1887 (明治 20) 年に新憲法を制定したことにより、旧憲法と渡航条約で保障されていた日本人在住者の選挙権と被選挙権が失われました。その後日本移民を取り巻く環境は、厳しさを増していきました。

ハワイは 1893 (明治 26) 年の革命によって王国から共和国となり、その後同 30 年のアメリカ・ハワイ併合条約調印を経て、1898 (明治 31) 年 8 月アメリカの属領となりました。

